

物部川土地改良区連合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区連合は、物部川土地改良区連合という。

2 この土地改良区連合の許可番号は高知県土改連第11号である。

(所属土地改良区)

第3条 この土地改良区連合を構成する土地改良区は次の土地改良区とする。

野市上井堰土地改良区、野市下井堰土地改良区、吉原土地改良区、南国市田村堰井筋土地改良区、物部堰井筋土地改良区、及び久枝土地改良区。

(事業)

第4条 この土地改良区連合は、土地改良事業計画、定款、規約、及び管理規定の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

1. 物部川から引水する、かんがい施設管理
2. かんがい排水施設並びに、これに関連する諸施設の新設及び復旧事業。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香南市役所内に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区連合の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区連合の属する市町村の事務所に掲示する。

第2章 会議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(議員の定数及び選任方法)

第8条 議員の定数は22人とし、所属土地改良区ごとの定数は次のとおりとする。

土地改良区名	定数
野市上井堰土地改良区	6人
野市下井堰土地改良区	4人

吉原土地改良区	2人
南国市田村堰井筋土地改良区	6人
物部堰井筋土地改良区	2人
久枝土地改良区	2人

2 議員の選出方法については所属土地改良区に委任する。

(通常総会の時期)

第9条 この土地改良区連合の通常総会の時期は毎事業年度1回3月とする。

第10条 総会においては定款の変更、土地改良事業の設定、変更、土地改良事業の廃止解散基の他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限りあらかじめ通知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した議員のうちから当該総会で選任する。

(議員の任期)

第12条 議員の任期は4年とする。

(議員の失職)

第13条 議員はその所属する土地改良区の組合員でなくなったときはその職を失う。

第3章 役員

(役員の数)

第14条 この土地改良区連合の役員の数、理事6人、監事2人とする。

ただし、役員は議員より選任する。

- (1) 設立当時の申し合わせにより、理事にあつては、所属土地改良区の理事長が、また監事にあつては、野市上井堰土地改良区及び南国市田村堰井筋土地改良区より各1人を選任する。

(役員選挙)

第15条 役員は総会において選任する。

- 2 この定款において定めるもののほか役員を選任に関し必要な事項は附属書役員選任規定で定める。

(理事長)

第16条 理事は理事長1人を互選するものとする。

第17条 理事長は、この土地改良区連合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 理事はあらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を行う。

(事務の決定)

- 第18条 この土地改良区連合の事務は、理事の過半数により決するものとする。
ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については理事長の決するところによる。

(監事の職務)

- 第19条 監事は少なくとも、毎年事業年度この土地改良区連合の業務及び財産の状況監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。
- 2 監査についての細則は監事がこれを作成し総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

- 第20条 役員任期は4年とし、総会で選任された日から起算する。

(役員失職)

- 第21条 理事又は監事がその被選任権を失った時はその職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

- 第22条 第4条第1項第1号の事業に要する費用及び運営に要する費用に充てるための賦課金は予算の定めるところにより所属土地改良区の地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

- 第23条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は総会で定める。

(延滞利息及び過怠金)

- 第24条 第22条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の滞納利息を、督促1回ごとに金20円の過怠金を徴収する。

第5章 雑則

(係及び委員会)

- 第25条 この土地改良区連合の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置くことができる。

- 2 この土地改良区連合の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会補助機関として委員会を置くことができる。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(基本財産)

第26条 この土地改良区連合に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規程で定める。

(事業年度)

第27条 この土地改良区連合の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第28条 この土地改良区連合に会計係1名をおく。

第29条 この土地改良区連合の事業及び会計について必要な事項は別に定めるもののほか、規約の定めるところによる。

(基金)

第30条 この土地改良区連合に基金を設けることができる。

2 前項の基金の設定、管理運営及び処分に関しては規程で定める。

変更 昭和46年 1月 8日

変更 昭和46年 5月 8日

変更 昭和51年11月12日

変更 昭和56年 2月24日

変更 平成16年 8月 5日

変更 平成17年 7月21日